

# 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法

(平成一四年五月二九日法律第五二号)

## 一、提案理由(平成一四年三月二八日・衆議院農林水産委員会)

武部国務大臣

……………(略)……………

続きまして、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、地域農業の活性化を図っていくためには、家族農業経営の発展の支援とあわせて、法人形態の農業経営の育成を推進していくことも重要であります。

近年、農業法人は増加傾向にあります。その経営内容は自己資本が少ないといった問題があり、農業法人が地域農業の担い手として健全に発展していけるようにするためには、農業法人の自己資本の充実を促進していく必要があります。

政府といたしましては、このような課題に対処して、農業法人に対する投資の円滑化を図るための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする会社は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けることができることとしております。

第二に、農林漁業金融公庫は、その業務の特例として、農業法人に対する民間の投資を補完するため、事業計画の承認を受けた会社が農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができることとしております。

第三に、事業計画の承認を受けた会社は、農業協同組合法の特例として、農事組合法人に対して投資を行うことができることとしております。

第四に、事業計画の承認を受けた会社であって、農協系統及び地方公共団体がその議決権の過半数を有しているものは、農地法の特例として、農業生産法人に対して投資を行うことができることとしております。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告(平成一四年四月四日)

鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました両案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案は、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、農業法人に対する投資を円滑に進めるための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る三月二十八日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付

託されました。

委員会におきましては、同日武部農林水産大臣から両案の提案理由の説明を聴取し、四月二日及び三日に質疑を行いました。質疑を終局し、討論の後、採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年四月三日）

農業を取り巻く諸情勢の変化に対処し、農業の持続的な発展に向け望ましい農業構造を確立するため、家族農業経営発展の支援と併せ、農業経営の法人化を推進し、その経営基盤の強化を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 農業経営の法人化に当たっては、専門的家族経営とともに地域農業の核となる農業法人を育成する観点から、本法に基づく投資制度を適切に運営するとともに、各種の政策支援の充実を図ること。
- 二 農業法人投資育成会社の農業法人への投資に当たっては、農業法人の実態や意向を十分に踏まえて投資基準を作成するなど、農業法人の健全な育成に資するような適切な運営がなされるよう、留意すること。
- 三 農業法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、農業法人の経営の自立性を損なわないよう配慮すること。

右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一四年五月二二日）

常田享詳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案は、農業法人の自己資本の充実を促進するため、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの出資、農事組合法人の組合員資格の特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、法改正の目的と担い手の資金需要の見通し等、制度資金と農業法人をめぐる諸課題について質疑が行われました。その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、両法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より両法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告を終わります。

附帯決議（平成一四年五月二一日）

農業を取り巻く諸情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展に向け望ましい農業構造を確立するため、家族農業経営の発展の支援と併せ、農業経営の法人化を推進し、その経営基盤の強化を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 農業経営の法人化に当たっては、専門的な家族農業経営とともに地域農業の核となる農業法人を育成する観点から、本法に基づく投資制度の適切な運営を始め、農業法人化の抱える各種経営課題の改善に資する政策支援の充実を図ること。
- 二 農業法人投資育成会社の農業法人への投資に当たっては、農業法人の実態や意向を十分に踏まえて投資基準を作成するなど、適切な運用がなされるよう留意すること。  
また、農業法人による情報開示等、投資機会の向上に資する活動に必要な環境整備に努めること。
- 三 農業法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、農業法人の経営の自立性を損なわないよう配慮すること。

右決議する。